



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則（総務私学課） 1

告 示

- 沖縄県公文書館公文書等管理規程の一部を改正する告示（総務私学課） 1
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 3
- 海岸保全区域の指定（海岸防災課） 3
- 都市計画事業の変更の認可・5件（都市計画・モノレール課） 4
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 6

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課） 6
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 7
- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知（道路街路課） 9
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 9

規 則

沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第9号

沖縄県公文書館管理規則の一部を改正する規則

沖縄県公文書館管理規則（平成7年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア(ウ)中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第200号

沖縄県公文書館公文書等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年 3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県公文書館公文書等管理規程の一部を改正する告示

沖縄県公文書館公文書等管理規程（平成18年沖縄県告示第593号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条」を「第18条」に改める。

第5条第1項中「第16条」を「第15条」に改める。

第20条の見出し中「掲載」を「掲載等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 規則第9条ただし書の知事が別に定めるものは、指定管理者が、規則第4条に該当しないものとしてあらかじめ定めたものとする。この場合において、指定管理者は、当該公文書等が当該許可を要しないものとして確認できるよう当該公文書等に係る指定年月日、簿冊名等を整理して記録するものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第5条第1項の改正規定は、平成29年3月21日から施行する。

沖縄県告示第201号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 基本測量を実施した地域 東村
- (2) 基本測量を実施した期間 平成28年5月9日から平成29年3月7日まで
- (3) 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 (1) 基本測量を実施した地域 北谷町、那覇市、南城市、糸満市、北大東村及び南大東村
- (2) 基本測量を実施した期間 平成28年5月9日から平成29年3月7日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 3 (1) 基本測量を実施した地域 栗国村、渡名喜村、久米島町及び宮古島市
- (2) 基本測量を実施した期間 平成28年5月9日から平成29年3月7日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査）

沖縄県告示第202号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市（竹原地区土地区画整理事業地内）
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年6月9日から同年11月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第203号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 西原町の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年3月15日から同年4月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第204号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 与那国町
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年 1月 9日から同年 3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（用地測量）

沖縄県告示第205号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成29年 3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	名護海岸	稲嶺地区海岸	基点1から基点65までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点6までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点65と補助点6を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 稲嶺（四等三角点）（北緯26度37分55秒7469、東経128度03分19秒4790）から287度22分34秒1440.520メートルの地点 基点2 基点1から110度22分50秒15.443メートルの地点 基点3 基点2から110度55分24秒15.958メートルの地点 基点4 基点3から110度03分04秒29.849メートルの地点 基点5 基点4から89度29分04秒20.786メートルの地点 基点6 基点5から97度09分04秒28.124メートルの地点 基点7 基点6から100度53分28秒16.767メートルの地点 基点8 基点7から110度30分00秒35.602メートルの地点 基点9 基点8から110度18分22秒13.742メートルの地点 基点10 基点9から137度58分10秒27.068メートルの地点 基点11 基点10から105度13分35秒26.847メートルの地点 基点12 基点11から105度00分40秒166.609メートルの地点 基点13 基点12から104度31分17秒280.360メートルの地点 基点14 基点13から97度42分03秒32.089メートルの地点 基点15 基点14から92度48分23秒40.850メートルの地点 基点16 基点15から84度19分22秒51.554メートルの地点 基点17 基点16から71度33分54秒19.290メートルの地点 基点18 基点17から67度53分37秒17.270メートルの地点 基点19 基点18から71度21分02秒8.443メートルの地点 基点20 基点19から74度47分31秒10.674メートルの地点 基点21 基点20から81度56分30秒11.414メートルの地点 基点22 基点21から85度37分54秒28.884メートルの地点 基点23 基点22から83度31分55秒92.793メートルの地点 基点24 基点23から76度26分25秒18.843メートルの地点 基点25 基点24から75度37分11秒114.469メートルの地点 基点26 基点25から69度47分15秒46.888メートルの地点 基点27 基点26から66度43分31秒156.650メートルの地点 基点28 基点27から66度08分53秒42.533メートルの地点 基点29 基点28から62度54分16秒19.320メートルの地点 基点30 基点29から53度28分20秒30.241メートルの地点 基点31 基点30から45度54分17秒26.873メートルの地点 基点32 基点31から46度02分14秒23.479メートルの地点 基点33 基点32から46度41分35秒28.721メートルの地点 基点34 基点33から52度39分53秒19.621メートルの地点 基点35 基点34から62度36分35秒21.737メートルの地点 基点36 基点35から64度27分45秒9.974メートルの地点

基点37	基点36から71度33分54秒10.436メートルの地点
基点38	基点37から74度35分48秒10.165メートルの地点
基点39	基点38から77度30分21秒19.872メートルの地点
基点40	基点39から83度26分40秒49.927メートルの地点
基点41	基点40から82度14分05秒28.865メートルの地点
基点42	基点41から78度34分44秒20.200メートルの地点
基点43	基点42から77度59分23秒9.611メートルの地点
基点44	基点43から75度57分50秒10.308メートルの地点
基点45	基点44から74度17分29秒9.972メートルの地点
基点46	基点45から73度06分48秒23.409メートルの地点
基点47	基点46から66度19分41秒44.331メートルの地点
基点48	基点47から69度48分51秒36.225メートルの地点
基点49	基点48から56度12分37秒15.643メートルの地点
基点50	基点49から62度41分33秒20.708メートルの地点
基点51	基点50から58度53分50秒14.132メートルの地点
基点52	基点51から54度37分23秒20.727メートルの地点
基点53	基点52から49度07分00秒30.555メートルの地点
基点54	基点53から43度06分49秒146.026メートルの地点
基点55	基点54から44度31分35秒17.113メートルの地点
基点56	基点55から45度47分45秒10.183メートルの地点
基点57	基点56から48度36分05秒20.263メートルの地点
基点58	基点57から51度43分36秒30.190メートルの地点
基点59	基点58から55度03分16秒10.126メートルの地点
基点60	基点59から43度25分11秒20.514メートルの地点
基点61	基点60から56度24分48秒15.365メートルの地点
基点62	基点61から68度56分47秒25.610メートルの地点
基点63	基点62から58度19分00秒9.520メートルの地点
基点64	基点63から148度44分11秒3.276メートルの地点
基点65	基点64から55度53分37秒26.981メートルの地点
補助点 1	基点 1 から11度05分19秒120.404メートルの地点
補助点 2	補助点 1 から100度32分56秒295.498メートルの地点
補助点 3	補助点 2 から92度39分52秒406.545メートルの地点
補助点 4	補助点 3 から95度49分21秒361.772メートルの地点
補助点 5	補助点 4 から62度17分23秒330.963メートルの地点
補助点 6	補助点 5 から59度55分34秒705.018メートルの地点

沖縄県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和47年沖縄県告示第169号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・3・那1号緑ヶ丘公園
- 3 事業施行期間 昭和47年 9月20日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和47年沖縄県告示第169号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那2号末吉公園
- 3 事業施行期間 昭和47年9月20日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和58年沖縄県告示第470号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那3号識名公園
- 3 事業施行期間 昭和58年8月8日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成2年沖縄県告示第519号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那8号森口公園
- 3 事業施行期間 平成2年6月15日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成22年沖縄県告示第394号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 那5号那覇ふ頭前緑地
- 3 事業施行期間 平成22年 7月30日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第211号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 八重瀬町富盛田園土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 八重瀬町字東風平1426番地の20
- 3 施行地区 八重瀬町字富盛真嘉武門原、島之前原及び川田原の各一部
- 4 事業施行期間 平成5年 1月26日から平成32年 3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成5年 1月18日
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成29年 3月10日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成29年 3月21日から同年 7月21日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成29年 3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド那覇本店 那覇市おもろまち2丁目5番13号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三井住友信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号 支配人 浅井克幸
- 3 届出年月日 平成29年 2月28日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 山田昇
変更後 株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 山田昇、株式会社永山 東京都台東区浅草橋4丁目2番地2浅草橋西口ビル3F 代表取締役 張永軾
- 5 変更の年月日 平成29年 3月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成29年3月21日から同年7月21日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成29年3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド那覇本店 那覇市おもろまち2丁目5番13号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三井住友信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号 支配人 浅井克幸
- 3 届出年月日 平成29年2月28日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後11時
変更後 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後11時30分まで
変更後 午前7時30分から午後11時30分まで
- 5 変更する年月日 平成29年3月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年12月17日
 - (2) 商号名 丸英産業
 - (3) 代表者名 與那覇英作
 - (4) 所在地 石垣市新栄町27番地5
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第11794号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年6月30日
 - (2) 商号名 有限会社タイシン
 - (3) 代表者名 羽地大
 - (4) 所在地 宮古島市平良字西里1110番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第6945号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月16日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年6月30日
 - (2) 商号名 株式会社函南冷熱
 - (3) 代表者名 上江洲宗信
 - (4) 所在地 那覇市与儀2丁目19番10号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第7044号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月16日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成28年7月13日
- (2) 商号名 有限会社創伸企画
- (3) 代表者名 上地宏樹
- (4) 所在地 那覇市字真地398番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第10884号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月16日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成28年7月13日
- (2) 商号名 有限会社大繁建設
- (3) 代表者名 赤嶺繁夫
- (4) 所在地 豊見城市字翁長292番地4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第7120号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月17日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年7月13日
- (2) 商号名 平敷組
- (3) 代表者名 平敷正
- (4) 所在地 うるま市勝連平敷屋438番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12574号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月20日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年7月13日
- (2) 商号名 株式会社Sea's
- (3) 代表者名 國場幸正
- (4) 所在地 那覇市字天久1038番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12636号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年7月13日
- (2) 商号名 株式会社ライト工務店
- (3) 代表者名 島袋徳秀
- (4) 所在地 宜野湾市新城二丁目9番19号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-25) 第9601号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月29日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年7月14日

- (2) 商号名 當巫電設
- (3) 代表者名 當山勝敏
- (4) 所在地 恩納村字瀬良垣824番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第10676号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

10(1) 処分をした年月日 平成28年7月20日

- (2) 商号名 有限会社大康建設
- (3) 代表者名 砂川広行
- (4) 所在地 宮古島市平良字西里1331番地21
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第3067号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月30日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・3・10号汀良翁長線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

- (1) 収用の部分 平成24年沖縄総合事務局告示第45号の事業地のうち沖縄県那覇市首里石嶺町2丁目地内において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、北谷町から送付のあった中部広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 都市計画の名称 北谷町公共下水道

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4